

口座の売買は犯罪です！

口座の売買をすると……

売った人も買った人も
罪に問われる

ことになります。



メールや SNS で口座・キャッシュカード・通帳の
売買を持ち掛けられても**売ってはダメ！**

使わなくなった口座は解約しましょう



犯罪情報は最寄りの警察署 または(089)931-9110 まで

愛媛県警察本部

